

平成25年度第1回 小平市入札等監視委員会（要旨）

とき：平成25年8月9日（金）午前9時30分から11時30分

ところ：小平市役所3階 庁議室

1 出席者

小平市入札等監視委員会委員 3名

市側 17名

財務部長、財務部契約管財課長、財務部契約管財課契約係長、総務部職員課長、総務部職員課主査、総務部情報システム課推進係長、総務部情報システム課計画係担当、市民部市民課長補佐、市民生活部防災安全課主査（2名）、都市建設部みちづくり課長、都市建設部たてもの整備課長、都市建設部たてもの整備課長補佐（2名）、教育部学務課長、教育部中央図書館長

事務局（財務部契約管財課） 1名

2 議事内容

- （1）抽出案件に係わる審議
- （2）総括

3 議事内容（要旨）

事前に受けた質問に対する回答を行い、抽出案件について、考察していく形で進行する。なお、事前に受けた質問に対する回答は別添のとおりである。

- （1）抽出案件に係わる審議

①入札全体に係わる案件について

以前は、指名停止業者等の情報は総務省等から各自治体に配信されていたが、現在は公正取引委員会や東京都がネットで情報を発信しており、各自治体はこれらの情報を取りに行くようになっている。今後も要綱に則り適切な対応をしてほしい。

②小平市民文化会館直流電源設備蓄電池更新工事について

特になし。

③桜橋改修工事について

特になし。

④小平市庶務事務システム開発業務委託について

プロポーザル方式については、選定委員は所管の部課長等、管理職で構成されると思うが、実際に使用する職員の意見が反映されるよう選定委員会の構成員に担当者を入れる等、契約担当部署での仕組み作りを今後も検討して欲しい。

⑤証明書自動交付機等賃貸借について

機種が決まっている場合の競争については、公平な条件設定や、必要な情報の提供を行う等、今後も適切な対応をしてほしい。

⑥小平市地域防災計画等修正支援業務委託について

小平市の場合は、市が主体となって計画の修正を行っているようであるが、業務のすべてを業者に委託している市では、職員が計画の内容を理解していないようなこともあると聞く。立地等、小平市の独自の条件等も勘案し、反映させるよう今後も見直しを行ってほしい。

⑦小平市立鈴木小学校冷暖房設備設置工事について

予定価格の設定については、積算基準に基づき毎回適切に設定しているということだが、今回の案件のように3回の入札を行っても落札者が出ず、随意契約を行うことがある。今後も適切な予定価格の設定に努めるとともに、不調になった理由を調べ、対応するということを検討してほしい。

⑧小平市庁舎食堂及び厨房等改修工事について

特になし。

⑨小平市立仲町公民館・仲町図書館改築工事（建築工事）及び旧仲町図書館等解体工事について

特になし。

⑩道路台帳及び里道等台帳補正業務委託について

特になし。

⑪小平市立中学校生徒用学習机・椅子・天板購入について

入れ替える机等について、老朽化により使用に耐えられないため廃棄するということだが、リサイクルできるものは活用したり、希望する市民に譲る等、活用できることがあるなら今後も検討してほしい。

(2) 委員総括

今後、研究が必要なところは、事務局が中心となり対応してほしい。

総合評価方式については、導入して3年目となるが、課題の抽出や結果の検証は今後も必要であり、契約担当部署だけでなく工事担当部署の職員に現場の意見も聞きつつ行ってほしい。

(3) 次回日程

平成25年12月実施予定。

各委員からの質問事項への回答

目 次

小口委員長抽出案件

- | | | | |
|---|---------------------------|-----|---|
| 1 | 入札全体に係わる案件について | ・・・ | 1 |
| 2 | 小平市民文化会館直流電源設備蓄電池更新工事について | ・・・ | 1 |
| 3 | 桜橋改修工事について | ・・・ | 1 |
| 4 | 小平市庶務事務システム開発業務委託について | ・・・ | 2 |

今井副委員長抽出案件

- | | | | |
|---|------------------------|-----|---|
| 1 | 証明書自動交付機等賃貸借について | ・・・ | 3 |
| 2 | 小平市地域防災計画等修正支援業務委託について | ・・・ | 4 |
| 3 | 小平市立鈴木小学校冷暖房設備設置工事について | ・・・ | 6 |

池畑委員抽出案件

- | | | | |
|---|--|-----|----|
| 1 | 小平市庁舎食堂及び厨房等改修工事について | ・・・ | 8 |
| 2 | 小平市立仲町公民館・仲町図書館改築工事（建築工事）及び
旧仲町図書館等解体工事について | ・・・ | 9 |
| 3 | 道路台帳及び里道等台帳補正業務委託について | ・・・ | 9 |
| 4 | 小平市立中学校生徒用学習机・椅子・天板購入について | ・・・ | 10 |

質問事項への回答について(小口委員長)

1 入札全体に係わる案件について

(1) 平成24年度の一般競争入札参加の停止状況とその主な理由について

(回答)

平成24年度に一般競争入札参加を停止した業者はございません。一般競争入札を行う際は、公告文にて参加の要件を定めており、無能力者や破産者等地方自治法施行令第167条の4に定める要件に該当している場合や指名停止中の業者等は排除しております。

(2) 平成24年度の指名等停止措置の状況とその主な理由について

(回答)

平成24年度は、小平市競争入札参加有資格者指名停止等に関する要綱に基づき、1件の指名停止措置を行いました。東京都が発注した資材の倉庫建設工事などの入札に絡み、贈賄容疑で逮捕者が出た「株式会社郡リース」に対し、使用人が、東京都の区域内における小平市以外の公共機関の職員に対する贈賄容疑により逮捕された場合(同要綱別表1(2)ウ)に該当したため、平成24年9月4日から平成24年12月3日まで、3ヶ月間の指名停止措置をいたしました。

2 小平市民文化会館直流電源設備蓄電池更新工事について

(1) 落札率が低かった理由は何か。

(回答)

本工事は、老朽化に伴い直流電源設備の鉛蓄電池の撤去及び更新を行うものであり、電池設備に係る費用が工事費の大半を占めているため、その見積もり額により落札率の高低が決まるものであります。今回、電池設備に係る費用は鉛電池などの部材が多くを占めており、その見積もりが安かったためのもと考えております。

3 桜橋改修工事について

(1) 桜橋改修工事の参加業者数が1社だった理由について、条件付一般競争入札の条件によるものか。

(回答)

桜橋改修工事は、小平市工事請負契約に係る条件付一般競争入札取扱要綱に基づき、入札参加者の資格を定めて公告をし参加を募っております。入札の資格につきましては、契約の公平性・透明性を担保し、競争性を確保するよう条

件の設定を行っております。結果、参加の条件及び工事内容等を検討し、参加の意思を表明した者が1者だったものでございます。なお、工事場所は西武多摩湖線に隣接しており、工事にあたり列車への安全運行への配慮が必要ですが、各社はこれらの条件を勘案し参加を判断したものと考えます。

4 小平市庶務事務システム開発業務委託について

(1) 小平市庶務事務システム開発事業委託のプロポーザル契約手続きについて（契約までの流れをわかりやすく説明してほしい。）

(回答)

「小平市プロポーザル方式による契約事務運用ガイドライン」により、受託者を特定する場合の取り扱いについて必要な事項を定めております。このガイドラインに基づき、下記の流れで受託業者を決定し、契約を締結しました。

8月	システムの機能要件（仕様）作成
8月～9月	基本方針の策定及び契約管財課への協議 (プロポーザル方式の可否の決定)
9月	実施基準、審査要領及びプロポーザル審査委員会設置要綱の策定
9月12日	プロポーザル審査委員会による実施基準及び実施要領の審議
9月13日	案件公表
～9月20日	参加事業者公募及び審査。実施要領の配布
9月21日	質疑の受付締切
10月3日	質疑の回答
10月9日	提案書及び辞退届の受付締切
10月17日	所管課による1次審査及び結果の送付
10月29日	プロポーザル審査委員会において提案書等のヒアリング、プレゼンテーションを実施し、審査及び受託者の特定を行う
11月	受託業者の提案内容等を盛り込み、仕様書の決定
12月12日	契約管財課に契約依頼
1月4日	契約管財課により契約締結

質問事項への回答について(今井副委員長)

1 証明書自動交付機等賃貸借について

(1) 自動交付機8台の賃貸借契約のようだが、今までの各交付機の利用状況は8台の契約が必要なことについて、契約前に確認しているか。

(回答)

証明書自動交付機8台のうち、当初設置した4台(市役所本庁舎2台、東部出張所、西部出張所)は、休日及び夜間でも証明書の取得が可能となり、市民の利便性が向上すること、及び窓口業務の軽減を主な目的として設置したものです。

その後、順次4台を増設しておりますが、地域の利便性向上を考慮し、市の方針に沿って、それぞれ必要性を勘案の上設置しております。直近では、利用件数も増えていることや、地域バランスを考え、市西側地区の市民の利便性向上のため、平成24年度に新規オープンした小川町一丁目地域センター・児童館に自動交付機を設置しております。

なお、自動交付機による証明書の総発行件数は、平成20年度84,379件、平成24年度100,653件となっており、19.3%の増となっております。また、窓口も含めた証明書の総発行件数分のうち、自動交付機で発行された件数は平成24年度で印鑑証明書79.8%、住民票41.2%となっており、市民の利便性及び窓口業務の軽減が図られているものと考えております。

(2) 入札前に6業者中4業者が辞退している。半数以上の業者が辞退をする理由は契約手続にどのような問題があったためか。

(回答)

機器の見積りに際し、機器の開発及び導入業者を問合せ先として指定しており、指名業者からの問合せに対し、機器の金額を提示しております。4者の辞退理由として、2者は、問合せ先から提示された機器の金額のより詳細な内訳がないと積算ができないとの理由であり、2者は理由の明示はございませんでした。機種選定をした事業者には、同条件で情報提供するように指示しており、入札参加は各社が判断しているところです。今回、応札してきた複数の業者もあることから、競争性は確保できていたと考えております。

(3) 結果的には、前回業者が今回も落札をしているが、自動交付機は継続使用のため設置費用はかからないということになるが、落札業者は契約執行において、設置手続として何か特段の行為をしているのか。この点、入札をしたもう一方の業者との金額差が4,200円しかないが、競合業者は、設置費用も含めて4,200円の差で応札しているのか、それとも、契約条件に差があることが前提とされているのか。仮に、競合業者は設置費用を含めても既存業者と4,200円の差で応札したとすれば、長い目で見れば他方の業者の方が妥当だったのではないか。

(回答)

本契約は、7台の交付機の入替え及び1台の増設をすることが業務の内容となり、これまで使用していた機器は、全て前の契約業者が撤去を行うものとなります(前契約に機器の撤去まで含まれております)。また、入札の結果、契約業者が変わりませんでした。賃貸借する機器は変更するため、継続使用ではなく全て入替えを行います。したがって、本契約においては全業者同様の条件での入札を行ったものです。

2 小平市地域防災計画等修正支援業務委託について

(1) 予算限度額を提示しているため、落札結果が提案経費が予算限度額に近いものとなっていると思われるが、予算限度額はどのように決定したのか。本件で、予定価格算定を業者に依頼し、その業者が入札に参加しているか。

(回答)

予定価格の算出のため、見積書を徴収し、価格の妥当性を勘案した予算限度額を決定しております。都市型の防災計画策定においては、実績のある業者に限られております。本契約において見積書の提出を依頼した業者は、同業務で国または地方公共団体で実績のある業者であり、本案件のプロポーザルにも参加しております。なお、プロポーザル方式では、公募の公告文の中で、予算額を事前公表しております。

(2) 見積書を見ると、主任研究員の日当が10万円を超えており、一般的な専門職の報酬水準を考えると、相当に高額と思われる。予算限度額を見越して見積もりを立てているからではないか。

(回答)

プロポーザル方式は、企画力、技術力、創造性、専門性、実績等の、価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要のある業務について実施しております。

見積書の内訳の提出を求めていますがおりますが、予算限度額の範囲内であれば、内訳金額の妥当性等について審議をすることはございません。明らかな疑義を生じた場合は、プロポーザル審査会等で事業者に対し質問を行うこともございます。

(3) 業務委託仕様書の業務内容として、小平市防災会議の運営支援があげられており、見積書にも研究員の予算が盛り込まれているが、実際に契約業者は防災会議にも出席をしているのか。

(回答)

仕様書にて、事務局の会議の運営支援及び防災会議の出席を求めており、実際に出席しております。契約期間は平成25年12月31日までの業務となり、今後も必要に応じ、引き続き会議への出席を求める予定です。

(4) 今回は防災計画の修正となっているが、前回防災計画を作成した業者はプロポーザルに参加しているのか。

(回答)

防災計画を作成したのは昭和50年度となり、軽微な修正はその都度行いますが、概ね5年ごとに修正作業を行っており、直近では平成19年度に修正作業を行っております。平成19年度の修正につきましては業務委託を行っており、市の職員が行っており、プロポーザルには参加しておりません。

(5) プロポーザル評価基準の業務費用において、「提案経費が予定限度額を超えている場合は、評価・審査の対象としない」となっているにもかかわらず、「評価点がマイナス点の場合には0点とする」というのは不合理ではないか。

0点であれば評価・審査の対象となる。今回のプロポーザルでも予算限度額に限りなく近かったため、評価点は四捨五入して0点となっている。マイナス点であれば評価・審査の対象とならないのであるから、マイナス点はマイナスで明記すべきでないか。

(回答)

業務費用が予算限度額を超えている場合は、審査対象外としています。ご指摘のとおり、表現が適切ではございませんので、今後は訂正してまいります。

3 小平市立鈴木小学校冷暖房設備設置工事について

(1) 8業者が第一回目の入札をしているが、第二回目ではすでに落札業者1社のみが入札をし、他の業者は辞退している。辞退をしたのは金銭的な問題だと思われるが、最終的な契約金額が当初の落札業者の入札金額に比べ818万円も下がっていることにつき、工事の質に問題はなかったか。

(回答)

工事の質については着工準備段階、工事施工段階、工事完了時の各段階において工事監督員による施工計画の確認、工程管理、機材納入検査、各種性能試験の立会等の確認業務により工事の進捗状況、契約図書等で要求される品質、形状、寸法等が確実に施工されているか否かを確認し工事の品質を確保しております。また、工事完了時にも検査課の検査員が工事書類及び現場にて検査を行い工事の品質及び契約履行の確保がなされているかの確認を行っております。

なお、3回の入札を行っても落札者が出なかったため、小平市随意契約ガイドライン第10の規程に基づき随意契約を行っており、最初の入札金額と比較し大幅に金額を下げられておりますが、業者は協議に応じているため、履行は十分可能な金額であると考えております。

(2) 工事場所が小学校という多数の子どもがいる施設であるが、学校がお休みの週末等のみ工事を行っていたのか。平日も工事を行っていたとすれば、特に子どもの安全に配慮して工事が行われるよう契約書に記載したほうが良いのではないか。

(回答)

足場の設置、機器の搬入及び機器の据付などの主要な工事については、授業のない土曜日、日曜日、祝日に施工を行いました。また、平日に施工を行う場合には、授業や生徒の安全に配慮するため、生徒が下校する午後3時半以降とすることを設計図書に記載しております。また、具体的な安全配慮につきましては、学校関係者と調整を行った上で、作業時間帯や工事範囲の区画方法（高さ1.8mの仮囲い）等について、施工計画書で確認を行った上で施工を行っております。

(3) 契約後、新たに冷暖房設備2台を追加設置等することになり、契約金額を変更しているが、当初41台設置予定の冷暖房設備が2台追加し、43台設置となったのだが、追加金額は2%弱である。(既定42,021,000円→増額707,700円)安すぎないか。もしくは当初金額が高すぎるのではないか。

(回答)

冷暖房設備は室内機、室外機、配管、電気設備等で構成されていますが、台数を増加したのは室内機のみであり、工事費に占める室内機の機器費の割合は2割程度であり、残りの8割は室外機及びその他の付帯工事費（配管工事、建築工事、電気工事、ガス工事）となっております。このため、工事全体から見て、増加率としては2%弱となっております。

質問事項への回答について(池畑委員)

1 小平市庁舎食堂及び厨房等改修工事について

(1) 指名競争入札が電子入札で3回行われているが、予定価格を上回る業者もあり最終的に業者が決まった。予定価格は妥当だったのでしょうか。

(回答)

個々の事業者の積算による結果であります。考えられる理由として、予定価格の事前公表を行っていないため、最低制限価格など入札参加者の札読みにより、1回目の入札は高めの札入れを行う傾向があると考えております。また、比較的工事規模の小さい工事(3,000万円未満)においては、予定価格に近い落札率となる傾向もあります。

なお積算金額につきましては、「東京都市建設行政協議会 工事積算基準等」に準拠し算定を行っているため、妥当であったと考えております。

(2) 指名理由としての工事ランク及び工事实績について教えてください。

(回答)

小平市工事請負等指名競争入札参加者指名基準及び同取扱要領により、指名について必要な事項を定めております。工事ランクにつきましては、同基準第3条第3号により発注工事の予定価格に対応する資格を定めております。本案件は建築工事となり、予定価格より資格区分はDランクとなりますが、不調を避けるため、同基準第4条の規定に基づき直近上位以上の有資格者を指名してあります。また、工事实績につきましては、同基準第7条により「最近3年間(市内業者については最近7年間)における1件工事最高経歴が発注工事の予定価格の一定割合に達しないものは指名してはならない」と定めがあるため、工事实績を確認した上で指名業者の選定を行っております。

(3) 軽微な追加工事もおこなわれたようですが、食堂の改修工事は初めておこなわれたのでしょうか。

(回答)

老朽化や故障に伴う厨房内の機器関係の交換につきましては、備品の購入または修繕契約でその都度行っておりますが、食堂の改修工事を行ったのは今回が初めてとなります。食堂及び厨房の床及び天井仕上げ等、またこれらに伴う設備配管等の更新を含めた、大規模な工事が必要となったためです。

2 小平市立仲町公民館・仲町図書館改築工事(建築工事)及び旧仲町図書館等解体工事について

(1) 結果的に随意契約で業者が決まりました。本来2者JV(共同企業体)方式で発注できればよかったですのですが、不調に終わった理由は何ですか。

(回答)

総合評価方式で行っているため、予定価格を事前公表しておりますが、価格に大幅なかい離があったために不調となりました。

(2) 設計変更がされていますが主に何に重点を置かれて変更したのですか。

(回答)

本施設は、省エネルギー性などの機能面に加え、デザイン性に配慮した施設となっており、一般的な公共施設を基本とした積算では、施工性の難易度などから積算額と入札額に差が生じ不調となった経緯がございます。その結果を踏まえ、施工面での難易度や作業面での安全性を考慮した積算に変更するとともに、施設を利用していただく市民サービスに影響を与えないことに重点を置きながら地下の施工面積を圧縮するなどの変更を行っています。

3 道路台帳及び里道等台帳補正業務委託について

(1) 道路台帳補正業務は、どのくらいの期間ごとにおこなわれるのでしょうか。又指名業者はその都度違う業者になるのでしょうか。

(回答)

道路の認定や廃止及び区域の変更等については、最新の情報で道路管理をするため毎年1回実施しています。

指名につきましては、小平市工事請負等指名競争入札参加者指名基準及び同取扱要領に基づき、業務の履行実績等をその都度確認し、案件ごとに業者選定を行っております。

(2) 作業については監督員の指示に従っておこなわれていると思いますが、第3章第7節「作業報告書作成」については、最後にまとめて一度だけ報告するのか、時々細かな報告があり最終的に報告するのか、お尋ねします。

(回答)

各業務内容毎(道路台帳平面図補正・地下埋設物台帳平面図補正など)に監督員と着手前・中間・最終の調整を行い、その他疑義が生じた場合には、その都度対応しています。

第3章第7節の作業報告書については、事前に確認をしておりますが、業務

完了時に報告書を提出させています。

4 小平市立中学校生徒用学習机・椅子・天板購入について

(1) 中学生が一番成長するときなので、特別の配慮はされていますか。5号と6号の違いについて机・椅子共に教えてください。

(回答)

各学校に希望を聞き、必要な大きさの机・椅子を購入しています。

5号は身長165cm対応、6号は身長180cm対応となっています。

(2) 下取り台数が机・椅子共に相当数ありますが、処分或いはリサイクルするのでしょうか。

(回答)

下取りする机・椅子は老朽化して使用に耐えないものであるため、処分しています。

(3) 机・椅子の耐用年数は5年ですが、買い替えはどのくらいの期間でおこなわれていますか。

(回答)

毎年200台前後の机・椅子を入れ替えています。4,000人を超える生徒数のため、単純計算で入れ替えには20年かかることとなります。したがって、買替期間の明確な基準はなく、使用に耐えなくなったものを必要数購入しています。

なお、今年度は、大震災等発生時を考慮し、小学校において、安全性の低いL型脚の学習用机300台を新JIS規格対応のものに入れ替えることになっています。

また、机の天板については、張り替えで対応しています。